

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十号）（畜産安全課）

### 一 趣旨

家畜改良増殖法施行規則の一部改正に伴い、家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料等の額を定め、証紙による収入の方法により徴収することとし、及び規定の整備をするための改正

### 二 内容

(一) 埼玉県手数料条例の一部改正  
手数料の新設

家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料	千九百円
家畜人工授精所開設許可証再交付手数料	千九百円

(二) 埼玉県証紙条例の一部改正

証紙による収入の方法により徴収することとする手数料の追加及び規定の整備

### 三 施行期日

公布の日